

寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第26号

寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和4年4月1日から施行する。